

大阪府における第7次水質総量削減計画の在り方について

第7次の在り方(原案)	第6次の在り方(大阪府環境審議会答申)	備考
<p>1. 基本となる視点</p> <p>○ 大阪府域からの汚濁負荷量がこれまでに段階的に削減されてきたが、COD濃度の改善は緩やかで、その環境基準達成率の向上にまで至っていないことや、<u>夏季を中心として貧酸素水塊が発生し、湾奥部では近年悪化の傾向も見えることから、水環境のさらなる改善を図るため、生活排水に伴う負荷の削減を中心に、引き続き負荷量の削減を図ることが必要である。</u></p> <p>○ 閉鎖性海域である大阪湾の水質には、大阪湾内での内部生産（プランクトンの増殖）や底質からの溶出などの様々な要因が複雑に関係しているため、CODや内部生産につながる栄養塩（窒素、りん）の陸域からの汚濁負荷量の削減に加えて、干潟・藻場の造成など大阪湾が有する自然浄化機能を高める取組み等の、大阪湾の水質改善に関連する幅広い取組みをあわせて推進することが必要である。</p> <p>○ 特に、第7次水質総量削減においては、平成22年3月の中央環境審議会答申及びこれを受けた環境大臣による総量削減基本方針において、瀬戸内海の中でも大阪湾に着目した対策の必要性が第6次水質総量削減に引き続き指摘されており、大阪湾再生の取組みとも連携し、大阪湾集水域において、他府県・市町村をはじめ、住民、NPO、企業等の各主体と協働し、一体となった取組みを進めることが必要である。</p>	<p>○ 大阪府域からの汚濁負荷量がこれまでに段階的に削減されてきた結果、COD濃度の改善は緩やかで、その環境基準達成率の向上にまで至っていないものの、<u>大阪湾の窒素・りん濃度の改善や、CODと同じ有機汚濁の指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の河川における環境基準達成率の向上などの効果も現れてきていることから、水環境のさらなる改善を図るため、生活排水に伴う負荷の削減を中心に、引き続き負荷量の削減を図ることが必要である。</u></p> <p>○ 閉鎖性海域である大阪湾の水質には、大阪湾内での内部生産（プランクトンの増殖）や底質からの溶出などの様々な要因が複雑に関係しているため、CODや内部生産につながる栄養塩（窒素、りん）の陸域からの汚濁負荷量の削減に加えて、干潟・藻場の造成など大阪湾が有する自然浄化機能を高める取組み等の、大阪湾の水質改善に関連する幅広い取組みをあわせて推進することが必要である。</p> <p>○ 特に、第6次水質総量規制においては、平成17年5月の中央環境審議会答申及びこれを受けた環境大臣による総量削減基本方針において、瀬戸内海の中でも大阪湾に着目した対策の必要性が指摘されており、大阪湾再生の取組みとも連携し、大阪湾集水域において、他府県・市町村をはじめ、住民、NPO、企業等の各主体と協働し、一体となった取組みを進めることが必要である。</p>	<p>大阪湾の現状を踏まえた表現に変更</p> <p>時点修正</p>
<p>2 削減目標量の設定について</p> <p>大阪府における第7次総量削減計画での発生源別の削減目標量の設定に当たっては、COD、窒素及びりんの汚濁負荷量の削減に係る技術的水準の現状及び今後の見通し等を踏まえるとともに、これまでとられた対策努力、対策の難易度、費用対効果、除去効率の季節変動等も勘案し、全体として効率的な削減が図られるよう、削減目標量の設定を行うべきである。</p> <p>産業排水については、これまでの窒素及びりんに係る削減指導や第6次までの総量削減の結果、段階的に規制の強化が行われており、着実に削減が進められてきた。生活排水についても同様に削減されてはいるが、依然として、各項目ともに汚濁負荷量に占める割合が大きくなっている。このため、生活排水の負荷の削減を中心として削減目標量の設定を行うべきである。</p>	<p>大阪府における第6次総量削減計画での発生源別の削減目標量の設定に当たっては、COD、窒素及びりんの汚濁負荷量の削減に係る技術的水準の現状及び今後の見通し等を踏まえるとともに、これまでとられた対策努力、対策の難易度、費用対効果、除去効率の季節変動等も勘案し、全体として効率的な削減が図られるよう、削減目標量の設定を行うこととした。</p> <p>産業排水については、これまでの窒素及びりんに係る削減指導や第5次までの総量削減の結果、段階的に規制の強化が行われており、着実に削減が進められてきた。生活排水についても同様に削減されてはいるが、依然として、各項目ともに汚濁負荷量に占める割合が大きくなっている。このため、生活排水の負荷の削減を中心として削減目標量の設定を行っている。</p>	<p>表現上の修正</p>

予測負荷量の算定結果から、発生源別の削減目標量は下記のとおりとすることが適当である。

① 化学的酸素要求量

表 発生源別の削減目標量（単位：トン／日）

	削減目標量	平成21年度における量
生活排水	5.1	5.2
産業排水	9	9
その他	5	4
総量	6.5	6.5

② 窒素含有量

表 発生源別の削減目標量（単位：トン／日）

	削減目標量	平成21年度における量
生活排水	3.6	3.7
産業排水	8	8
その他	1.7	1.6
総量	6.1	6.1

③ リン含有量

表 発生源別の削減目標量（単位：トン／日）

	削減目標量	平成21年度における量
生活排水	2.1	2.5
産業排水	0.6	0.6
その他	0.9	0.9
総量	3.6	4.0

3 目標量達成のための施策について

大阪府における第7次総量削減計画においては、基本方針を踏まえ、従来の施策を引き続き推進するとともに、大阪府の独自性を盛り込みつつ、発生源ごとに次に掲げる施策を中心に取組みを推進することが必要である。

(1) 生活排水に係る汚濁負荷量削減対策

汚濁負荷量に占める割合の大きい生活排水についての対策を、重点的かつ

① 化学的酸素要求量

表 発生源別の削減目標量（単位：トン／日）

	削減目標量	(参考) 平成16年度における量
生活排水	5.7	6.3
産業排水	1.4	1.5
その他	5	5
総量	7.6	8.3

② 窒素含有量

表 発生源別の削減目標量（単位：トン／日）

	削減目標量	(参考) 平成16年度における量
生活排水	3.8	4.1
産業排水	1.0	1.1
その他	1.9	1.9
総量	6.7	7.1

③ リン含有量

表 発生源別の削減目標量（単位：トン／日）

	削減目標量	(参考) 平成16年度における量
生活排水	2.4	2.8
産業排水	0.8	0.9
その他	1.1	1.1
総量	4.3	4.8

(1) 生活排水に係る汚濁負荷量削減対策

汚濁負荷量に占める割合の大きい生活排水についての対策を、重点的かつ効率的に進めていくため、「大阪府生活排水処理実施計画」（平成15年3月策

前文の挿入

削減目標量の変更

前文の挿入

計画期間終了につき削除

<p>効率的に進めていくため、市町村と協力しながら、地域の実情に応じ、下水道や合併処理浄化槽、農業集落排水施設等を適切に選択し、生活排水処理施設の計画的な整備を促進する。</p> <p>また、排水処理の高度化の促進並びに適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を計画的に推進することにより、汚濁負荷量の削減を図る。</p> <p>さらに、毎年2月の「大阪府生活排水対策推進月間」を中心とした啓発等により、家庭からの生活排水対策を促進する。</p> <p>(2) 産業排水に係る汚濁負荷量削減対策</p> <p>指定地域内事業場については、業種等の実態、排水処理技術水準の動向、過去の汚濁負荷量の削減努力、費用対効果等を勘案し、公平性の確保に努めながら適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより負荷量の削減を図る。加えて、小規模事業場等に対しても、上乘せ排水基準の遵守徹底や削減指導を行う。</p> <p>(3) その他の発生源に係る汚濁負荷量削減対策</p> <p>農地からの負荷削減対策として、「大阪エコ農産物認証制度」の活用により、農薬や肥料の施用量の低減を図る。また、畜産排水については、家畜排せつ物の適正な処理の推進等により、汚濁負荷量の削減を図る。</p> <p>総量削減基本方針では、あわせて、その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項として、干潟の保全・再生、水生生物の安定的な漁獲の一層の推進、底泥除去等の底質改善対策の推進などの必要な諸施策を講ずることとの考え方が示されている。このため、「大阪湾再生行動計画」(平成20年11月改訂)の推進など、大阪湾の集水域に係る国の機関や自治体をはじめ、NPOなどあらゆる主体が互いに連携・協力して、大阪湾の再生を図る取組みを進めていく必要がある。また、大阪湾に関する学習の機会の提供やパブリックアクセスの向上など、大阪湾についての関心を高める取組みも重要である。</p>	<p>定)に基づき、市町村と協力しながら、地域の実情に応じ、下水道や浄化槽、農業集落排水施設等を適切に選択し、生活排水処理施設の計画的な整備を促進する。</p> <p>また、毎年2月の「大阪府生活排水対策推進月間」を中心とした啓発等により、家庭からの生活排水対策を促進する。</p> <p>(2) 産業排水に係る汚濁負荷量削減対策</p> <p>第5次までのCOD、窒素及びりんに係る総量規制基準の強化を行い、その遵守を徹底することにより負荷量の削減を図る。加えて、小規模事業場等に対しても、上乘せ排水基準の遵守徹底や削減指導を行う。</p> <p>(3) その他の発生源に係る汚濁負荷量削減対策</p> <p>農地からの負荷削減対策として、「大阪エコ農産物認証制度」の活用により、農薬や肥料の施用量の低減を図る。</p> <p>総量削減基本方針では、あわせて、その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項として、干潟の保全・再生、底泥除去等の底質改善対策の推進などの必要な諸施策を講ずることとの考え方が示されている。特に、第6次水質総量規制では、瀬戸内海の中で大阪湾については、東京湾、伊勢湾と同様にさらなる水環境改善が必要として、大阪湾に係る削減目標量が設定されたところであることから、平成16年3月に策定された「大阪湾再生行動計画」の推進など、大阪湾の集水域に係る国の機関や自治体をはじめ、NPOなどあらゆる主体が互いに連携・協力して、大阪湾の再生を図る取組みを進めていく必要がある。また、大阪湾に関する学習の機会の提供やパブリックアクセスの向上など、大阪湾についての関心を高める取組みも重要である。</p>	<p>第6次計画に盛り込まれている基本的事項を追記</p> <p>第6次計画の表現を反映</p> <p>第6次計画の表現を反映</p> <p>第7次基本方針を反映 時点修正</p>
<p>4 計画の効果的な推進について</p> <p>総量削減計画の進行管理のため、昭和54年度から毎年、発生負荷量管理等調査が実施されている。これを活用した進行管理・点検評価システムについて、計画に記載すべきである。</p>	<p>(記載なし)</p>	